

平成29年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 平成29年4月5日(水) 午前11時から
- II 開催場所 京丹波町中央公民館 第1会議室
- III 出席委員 松本和久教育長 櫻井博規教育長職務代理者 藤田道子委員
竹吉美公委員 上田明成委員 竹内裕子委員
※ 欠席した委員 なし
- IV 出席説明者 西村喜代美教育次長兼学校教育課長 山根美智代社会教育課長
上林太志学校教育課長補佐兼各学校給食センター所長兼総務係長
徳島康善学校教育課長補佐兼認定こども園建設推進室長
四方妃佐子学校教育課学校教育係長 西田三郎教育委員会参与
片山幸男学校教育課教育振興室長
平林弘之京都府人材育成アドバイザー
- V 傍聴者 なし

【会議内容】

1 開 会 (司会：教育次長)

2 教育長挨拶・近況報告

【教育長】 開会あいさつの後、近況報告を行った。

〈近況報告内容〉

- (1) 教育長の動向について
- (2) 町・町教育委員会関係の会議について
- (3) 平成29年第1回京丹波町議会定例会について
- (4) 主な報告事項について
 - ・教職員の人事異動について
 - ・平成29年度の教育委員会及び学校の体制について
 - ・京丹波町の教育の指針と「学びを育む京丹波町メソッド」について
 - ・京丹波町教育委員会外部評価について
 - ・2020東京オリンピックに向けたホストタウン構想の推進について
 - ・須知高校のあり方について

3 議事録の承認

【教育長】 平成28年度第12回定例会議事録の承認について諮る。

【全委員】 特に意見等なし。

【教育長】 平成28年度第12回定例会議事録について、承認する旨を告げる。

4 報告事項

(1) 学校教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 平成29年第1回京丹波町議会定例会について、平成29年度幼・小・中学校職員体制及び学級編成について、平成29年度京丹波町京丹波町教育委員会事務局体制について、及び平成29年度京丹波町の教育の指針について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 指針や計画等を作成する際には、文書表現の方法や記載の順番などを考慮して整理し、分かりやすくする必要がある。

【事務局】 現在、教育の指針の印刷に向けて校正中である。改めて内容の確認を行い、仕上げていきたい。

【教育長】 他に意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(2) 社会教育課関係報告

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 平成29年4月の社会教育課関係事業等について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

(3) その他

特になし。

5 議事

(1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事4名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第1号について、原案どおり決することとする。

(2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員1名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第2号について、原案どおり決することとする。

(3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育指導員兼学校教育指導主事）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員兼学校教育指導主事1名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第3号について、原案どおり決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（社会教育委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育委員12名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第4号について、原案どおり決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町スポーツ推進委員）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【課 長】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町スポーツ推進員2名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委 員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第5号について、原案どおり決することとする。

(6) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医の委嘱の変更）

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校・幼稚園の学校（園）医、学校（園）歯科医及び学校（園）薬剤師の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。先月の定例会において、平成29年度の学校（園）医等の委嘱について承認されたが、その後、諸事情により一部を変更する必要性が生じたため、専決処分を行ったもの。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委 員】 特に意見なし。

【教育長】 承認第6号について、原案どおり決することとする。

(7) 議案第1号 京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 事務局に説明を求める

【事務局】 子ども子育て支援法施行令等が改正されたことに伴い、京丹波町立幼稚園利用料等徴収条例施行規則について、必要な文言整理等を行うもの。

【教育長】 何か意見等はないか。

【委 員】 特に意見なし。

【教育長】 議案第1号について、原案どおり決することとする。

6 協議事項

(1) 次回定例会の開催について

【教育次長】 平成29年度第2回定例会の開催日時について調整をお願いする。

【全委員】 調整の結果、5月9日（火）午前9時30分から和知支所で開催することで決定した。

(2) その他

【事務局】 当面の教育委員会関係会議及び研修会の日程について説明した。

7 教育長職務代理者閉会宣言

(午後0時37分閉会) 以上

■ 教 育 長

■ 教育長職務代理者

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

■ 委 員

(調製者 教育次長 西村喜代美)